

山梨県防災基本条例(仮称)骨子案の概要

【目的】(骨子案1関係)

この条例は、県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、防災に関し、基本理念を定め、県民、事業者、学校等の設置者又は管理者及び自主防災組織等の役割並びに県の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する基本的な事項その他必要な事項を定めることにより、災害対策基本法その他の法令とあわせて、防災のための対策を総合的かつ一体的に推進し、災害に強い地域社会の実現を図ることを目的とする。

【定義】(骨子案2関係)

災害 防災 防災関係機関 自主防災組織等 要配慮者 避難行動要支援者

【基本理念】(骨子案3関係)

- 1 防災対策は、自助、共助及び公助のそれぞれが効果的に行われ、防災対策の主体の適切な役割分担に基づく協働により推進されなければならない。
- 2 防災対策は、災害時において、人の生命及び身体を守ることを最も優先させるとともに、被害の最小化を図ることを基本として行われなければならない。
- 3 防災対策は、被災者等の基本的人権を尊重するとともに、要配慮者の置かれている状況に配慮し、かつ、被災者等の年齢、性別その他の被災者等の事情を踏まえて行われなければならない。

【各主体の役割等】(骨子案4～9関係)

県民の役割(骨子案4関係)

- 1 日常的に災害の発生に備える意識を高めるとともに、自ら防災対策を実施するよう努める
- 2 県、市町村及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するよう努める
- 3 自主防災組織等の防災活動に積極的に参画し、又は協力するよう努める
- 4 過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するよう努める

事業者の役割(骨子案5関係)

- 1 日常的に災害の発生に備える意識を高めるとともに、自ら防災対策を実施するよう努める
- 2 県、市町村及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するよう努める
- 3 自主防災組織等が実施する地域における防災対策に協力するよう努める
- 4 災害時において、その所有し、又は管理する施設の利用者及び従業員の安全の確保に努める
- 5 災害時において事業を継続し、又は中断した事業を早期に再開するための計画の作成その他の事業の継続等のために必要な措置を講ずるよう努める

学校等の設置者等の役割(骨子案6関係)

- 1 日常的に災害の発生に備える意識を高めるとともに、自ら防災対策を実施するよう努める
- 2 県、市町村及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するよう努める
- 3 自主防災組織等が実施する地域における防災対策に協力するよう努める
- 4 災害時において、当該学校等における乳幼児、児童又は生徒の安全の確保に努める

自主防災組織等の役割(骨子案7関係)

- 1 地域住民及び消防団等と協力して、地域における防災対策を実施するよう努める
- 2 県、市町村及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するよう努める

県の責務(骨子案8関係)

県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、他の防災対策の主体と協働して、防災対策を総合的に推進する責務を有する

市町村との連携(骨子案9関係)

県は、市町村が防災対策において果たす役割の重要性に鑑み、防災対策の実施に当たっては、市町村との緊密な連携を図るとともに、市町村の防災対策に関し必要な支援に努める

【基本的な取組事項】(骨子案10～28関係)

基本的な取組事項を災害予防、災害応急対策、災害復旧の3つに分類し、項目ごとに整理

1 災害予防(骨子案10～22関係)

【県民】

防災教育、防災訓練等の実施等 (骨子案10関係)
建築物の倒壊の防止等 (骨子案17関係)
物資の備蓄等 (骨子案19関係)

【事業者】

防災教育、防災訓練等の実施等 (骨子案10関係)
建築物の倒壊の防止等 (骨子案17関係)
物資の備蓄等 (骨子案19関係)

【学校等の設置者等】

防災教育、防災訓練等の実施等 (骨子案10関係)
建築物の倒壊の防止等 (骨子案17関係)
物資の備蓄等 (骨子案19関係)

【自主防災組織等】

防災教育、防災訓練等の実施等 (骨子案10関係)
物資の備蓄等 (骨子案19関係)

【県】

防災教育、防災訓練等の実施等 (骨子案10関係)
自主防災組織等に関する支援等 (骨子案11関係)
消防団への加入促進等に関する支援 (骨子案12関係)
ボランティア活動の支援 (骨子案13関係)
業務の継続に係る体制の整備 (骨子案14関係)
医療救護体制の整備 (骨子案15関係)
要配慮者に係る事前の措置 (骨子案16関係)
建築物の倒壊の防止等 (骨子案17関係)
公共施設等の維持管理等 (骨子案18関係)
物資の備蓄等 (骨子案19関係)
協定の締結 (骨子案20関係)
防災に関する情報の提供等 (骨子案21関係)
広域的な連携の強化 (骨子案22関係)

2 災害応急対策(骨子案23～28関係)

【県民・事業者・学校等の設置者等・自主防災組織等】

円滑な避難等 (骨子案25関係)
地域における共助 (骨子案26関係)
指定避難所の運営等 (骨子案27関係)
ボランティアによる支援活動 (骨子案28関係)

【県】

情報の収集等 (骨子案23関係)
災害応急体制の確立 (骨子案24関係)
指定避難所の運営等 (骨子案27関係)

3 災害復旧(骨子案29関係)

災害復旧 (骨子案29関係)

【防災対策の推進に関するその他の施策】(骨子案30～32関係)

自助、共助等に関する指針(骨子案30関係)

・知事は、自助、共助及び公助のそれぞれが効果的に行われるために必要な防災対策に関する指針を定める

地区防災計画の策定の普及促進等(骨子案31関係)

・県は、市町村と連携して、地区防災計画の策定の重要性についての県民の理解と関心を深めるための普及啓発に努める
・県は、地区防災計画の素案の作成及び提案並びに定められた計画に基づく防災活動の実施に関し必要な支援に努める

山梨県防災月間(骨子案32関係)

・防災に対する県民の意識の高揚を図るため、防災月間を設ける
・防災月間は、十一月とする
・県は、防災月間において、その趣旨にふさわしい事業を行うよう努めるとともに、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励する